

◎新潟県告示第560号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第2条第2項の規定により、新潟港の次の港湾施設を廃止する。

令和5年5月12日

新潟港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

種類	名称	位置	数量及び能力
荷さばき施設	新潟東港区青果物燻蒸上屋	新潟市北区横土居	面積139平方メートル